

「表紙共 14 枚」

令和2年9月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和2年10月8日(木曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

9 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 10月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件
- 7 その他
 - (1) 「人・農地プランの実質化」に向けた話し合いスキルマスター研修会
 - 日時 基礎編 11月16日（月）午前10時～午後4時
 - 実践編 12月15日（火）午前10時～午後4時

(2) 10月現地調査

日 時 10月29日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(3) 10月定例総会

日 時 11月9日(月) 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

10月20日(火) 役員会

10月21日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(5) その他

- ・ 「9月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「農地パトロール調査日誌」等の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言される場合は挙手をして議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大変お疲れでございます。収穫の時期を迎えております。早生が終わり、あとはヒノヒカリになっていると思いますが、今年は、トビイロウンカ、水害で大分県は不作でございます。しかし全国的には平年並みで豊作であるということでございます。またコロナの影響で需要減で米価が低迷する見込みです。農家の大幅収入減の恐れがあるということでございます。また9月28日の午後4時に市長に意見書の提出を役員全員でいたしました。その中で、市長に対して農振の大幅な見直しを提案いたしました。現在の日田市の耕作面積が確実ではないため、提案をしております。</p> <p>それでは、着席して議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは議事録署名委員の指名に入りたいと思っております。会議規則第17条により議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はありますか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、2番、松原忠雄委員、6番、綾垣和子委員をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (棕本富夫) 議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (中島浩司)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>次に、議案訂正、事務局、議案訂正でございますか。</p> <p>事務局からです。議案訂正のほうはございません。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では早速議案の審議に入りたいと思います。調査委員は中島浩司委員にお願いします。一言お願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。今月の調査委員長の中島です。9月の29日に、調査委員3名と事務局3名で現地の方を確認してまいりました。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。まず議案書1ページ、3条の申請、今月は4件上がっております。</p> <p>ではまず、41番から説明いたします。大山町東大山〇で、譲渡人が福岡県太宰府市の〇さん、譲受人が宗像市の〇さんです。このお二方の所有権移転は、前々回の総会でも上がっていた案件ですが、売買にもう1筆追加があったとのことで、申請が出ております。場所は大山の小五馬から国道に出て少し南に行ったところですが、こちらは航空写真です。字図で見ますと国道沿いで、こういった形状になっております。これは現在の状況です。アンズを植えるということで、ちょっと見えにくいですが、何か所か土を掘り返して肥料をまいているという状況でございました。</p> <p>続きまして、42番。夜明〇ほか5筆で、譲渡人が〇さん、高齢のため規模を縮小していきたいとのことで、すぐ近所にお住まいの〇さんが買い受けてくれるということです。場所は杷木山の梨畑があるところで、航空写</p>
---	--

真で見ると、このようになっております。続きまして、字図ですが、こちらは3枚に分かれておりますが、距離はそこまで離れておりません。こちらが現在の状況です。梨と一部に他の果樹、ユズなどが植わっております。

次が43番、高瀬〇ほか2筆です。譲渡人が福岡市の〇さん、県外の居住で管理ができないため譲り渡したいとのこと。譲受人が高瀬本町の〇さん、買い受けて規模拡大したいということです。こちらが航空写真です。字図で見ますと、このようになっておりまして、畑のほうの現在の状況がこうなっています。いろいろ今まで木が植わっていたりしたようですがけれども、つい最近またきれいにされたようで、現地調査に行った際も土を入れたり作業をされてきれいにしておりました。続きまして、田んぼが2筆になります。こちらは刈り取った後、最近になってひこばえが生えているようです。もう1筆も同じようになっております。

最後に44番、夜明〇ほか10筆です。譲渡人が大分市の〇さん。農地と建物を一緒に買ってくれる方を探しておりまして、買い主が福岡市の〇さん。必要な書類の都合で、奥さん名義の申請となっているのですが、ご主人の〇さん、この方はテレビの出演や本の執筆なども行っている著名な料理人の方ですが、食材の研究のために農業を始めたいということと、小学生と未就学のお子さんがいらっしゃるのでありますが、夜明の自然の中で育てたいということで、移住されたいということ強くおっしゃってました。こちら、航空写真で見ますと、このようになっております。字図のうち、南側の分で、この左側の土地が住居と隣接しています。ここが自宅になります。こちらが北側になります。現在の状況です。こちらはブドウが実をつけていました。こちらには梨を植えていくとのこと。こちらは自家消費の野菜を栽培していくということでした。こちらは既に梨が植わっている部分があります。近所に住む方が梨を手伝っているようですが、買い主さんに栽培の手ほどきというふうな形でですね、行っていくという話がついているようです。

以上、4件でございます。では現地調査にご同行いただいた中島委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

調査委員
(中島浩司)

はい、私たちが見た限り、問題はないと思っております。以上です。

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい、ありがとうございます。あとですね、最後の44番の案件ですが、事務局も最初に相談を受けた際、少し心配になって、新規就農でありまして、かつ、かなり広い土地を購入されるということでですね、問題がないだろうかということもありまして、この件は会長、副会長にご相談させていただいて、一度譲受人の方と面談を行いました。その内容についてですね、会長のほうからの一言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。松原副会長とともに面接を行いました。ご夫婦でお見えになって、旦那さんのほうは本当にパワフルな人でした。果物に対する愛着があるということで、日本人だったら梨やブドウができたら、そのまま〇に出荷したりとか産直で売るわけですけど、自分のやってるレストランで、ピザにフルーツの酵母をまぜたいとか、そういうことを発想をしておりました。地域の農業の方々の刺激にもなればと思ってですね、私はいいと思います。また、原田文利さんのほうにも現地に行ってもらいました。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、原田です。事務局の依頼を受けて現地のほうを見ました。地域の方にも聞き取りしながら回ったのですが、梨については、さっき言いましたように、地域の方が一緒に作っているとのこと、1か所ブドウについては、譲渡人が大分から帰って来て作っているのですが、なかなか場所が悪いということで、今は手入れはできていますが、なかなかかなりが悪いような状況でしたけれども、農地としては今後とも続けていけるような状況でありますので、そういったやる気の方であれば別に問題ないかなと思っております。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>では、次にチェック資料のご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。3条については、今月は1ページです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない。つまり問題がないということを確認いたしました。事務局からの3条の対象地に関する説明は以上になります。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきます。飯田委員どうぞ。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>8 番の飯田です。この 4 4 番ですね。これは、私が調査委員の時に 1 回、調査、確認に行ったことがあります。それは夏だったと思いますが、そのあと譲受人と契約ができなかったということで、1 回破談となって、今また新しい人が出ているようですが、譲受人は夜明の方に移住という形ですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>この方はご家族皆さんで移住をされるということで、ご自宅ごと買って、完全なる移住ということで話を伺っております。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>わかりました。梨の植わっているところもあるし、ブドウ園もあるのですが、見たときは結構荒廃地もあったようです。そこが今後管理ができるかという心配がありました。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>この前面接をしたときにですね、果物の実を取るだけじゃなくて、近所の草刈りとかも、私たちは、副会長とともに話しましたので、了解をしていると思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第2号、農地法第4条について説明いたします。今月は2件でございます。議案集の3ページになります。</p> <p>31番の案件です。申請地が大字大肥〇、台帳地目が畑の130㎡の第2種農地になります。申請人は福岡県北九州市の〇さん、申請理由は植林用地でございます。場所のほうですが、大鶴郵便局がありまして、大明小中学校の前の国道の通りで、駐在所があるのですが、そこをずっと山のほうに上ったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらの航空写真を拡大したのですが、周りは山林の中にある農地として残っていたところになりまして、こちらが里道の入口になっているのですが、土嚢を積んであるのを見てわかるように、災害を受けて中へ行けない状態になっており、先ほどのこちらの杉林のほうから里道を行けなかったものですから、隅のほうから上って行ったのですが、場所としては、まだここが現場じゃなくて、このまだ奥が申請地になるのですが、近づくことができなかつたのですが、航空写真から見て杉を植えているということは確認できますので、これで皆さんに諮っていただきたいと思いますところですので、もう杉を植えている状態ですので、追認案件ということになりますので、始末書を徴取するようにしております。</p> <p>続きまして、32番の案件です。大字西有田〇と〇、台帳地目が田の、2筆合わせて331㎡の第3種農地になります。申請理由が土地造成用地でございます。場所のほうですが、上手町になるのですが、ここが高速になりまして、近くに北部中学校と〇さんがある近くの高速との間になるところの農地になります。こちらが航空写真になります。こちらが字図です。こちらが現場の写真になるのですが、ここに土地造成用地ということで、申請</p>

<p>調査委員 (中島浩司)</p>	<p>者、土地の所有者がここを造成しまして、孫夫婦が住宅を建てるために貸したいということで、今回申請が出ております。</p> <p>以上、4条は2件になりまして、ここでご同行いただいた中島委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>31番の件は始末書ということですが、当日私たちも奥に入って行こうと思ってですね、トライしたんですけど、今、画像にあったように、災害の関係で、入れないところのような状態です、やむなく航空写真での判断ということになりました。以上です。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございます。チェックシートについて説明いたします。4条のほうは資料No.1の2ページと3ページになります。こちらの項目、全部ある16項目のうち、全ての項目に該当しないということが許可の条件となっておりますが、全て該当しないということで確認しております。私のほうからは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局の議案説明にあるように、1件だけ、31番が始末書ということでございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。ありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>なければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号です。農地法第5条の規定による許可申請の件、10件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第3号、農地法第5条について説明いたします。今月10件でございます。</p> <p>議案集の4ページで、47番の案件です。大字西有田〇、台帳地目が畑、面積が589㎡の第2種農地です。譲渡人が坂井町の〇さん、譲受人が坂井町の〇さんで、申請理由が一般住宅用地及び駐車場用地等でございます。場所のほうですが、坂井町の新しく建てた公民館がこちらで、前の公民館がこのあたりだったと思うのですが、前の公民館のすぐ近くのほうの農地になります。こちらが航空写真でこちらが字図になっております。こちらが現況の写真になるのですけれど、ちょっとわかりにくいのですが、右側のほうは、農地として使っていたのですが、左手の奥のほうは、駐車場として、譲受人さんのご自宅がすぐそばにありまして、家族が多いということで、もう一部駐車場として利用しているところです。こちらが駐車場になっている側から撮ったところですが、こちらも既に駐車場ということで、利用しておりまして、残ったところに住宅を建てて、こちらは娘さんが自分が住む用の家をそちらに建てたいということで、こちらはそのまま駐車場として利用したいということで、申請が出ておりますので、一部は追認という形になるので、こちらも始末書を徴取するようにしております。</p> <p>続きまして、48番の案件です。大字小野〇と〇で、台帳地目が畑の2筆合わせて316㎡の第2種農地です。譲渡人が若宮町の〇さんで譲受人が、福岡県春日市の〇さんで、申請理由が駐車場及び店舗拡張用地でございます。場所のほうですが、小野の方、宝珠山日田線をずっと行きまして、小野保育園があるのですが、小野保育園のちょっと手前を右にずっと上がって行ったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらの青丸の所が宅地ですが、その宅地の部分も一緒に今回譲り受けて、住宅が建っているのですが、そちらを改装して雑貨ショップを開きたいということで、譲受人さんの住所は福岡ですが、ここのちょっと先に</p>

アトリエを構えているということで、しょっちゅう来られているということで、そこで作ったものを、こちらで雑貨ショップとして開業したいということで、今回申請が出ております。こちらが○ですが、許可を得てないのですが、もう既に譲受人の○さんが利用されている宅地の一部、店舗の一部として、利用されているということです。こちらの奥にあるこの家を改造して雑貨ショップを開きたいということですが、その横の農地も、もう駐車場のようにして利用されているということになっておりまして、こちらも既に農地ではなくなっていますので、追認案件ということで始末書をいただくようにしております。

続きまして、議案集の5ページの49番の案件です。大字東有田○で、台帳地目が畑の636㎡の第2種農地です。譲渡人が石井町2丁目の○さん、譲受人が大分県豊後大野市の○さんで、申請理由は苗木保管場所用地でございます。場所のほうですが、有田小学校のところに交差点があるのですが、その有田小学校のすぐ道路を挟んで向かいの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。ちょっと細長い字図になっております。こちらが現況の写真になるのですが、こちらを譲り受けて、譲受人さんが林業とかを営んでおりまして、日田市にも取引先があるということで、苗木とかを一時的に保管する場所として利用したいということでした。基本的には見てわかるように家がすぐそばにありますので、造成等はせずにこのまま置いて利用したいということで、申請が上がっております。

続きまして、50番の案件です。大字友田○と○で、台帳地目が田の2筆合わせて17.58㎡の第2種農地です。譲渡人が新治町の○さんで、譲受人が北友田1丁目の○さん、申請理由が貸資材置場用地でございます。場所のほうですが、友田の学校給食センターがあつて、萩尾のほうへ上がっていく道の途中になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。ここのちょっと小さいところになる2か所です。こちらが航空写真の拡大したものです。こちらが、○さん、譲受人さんが経営している○の資材置場として利用しているところです。ここはもともと農地じゃなく雑種地だったようですが、こちらを借りて、資材置場にするとときに、この申請地も借りている土地だと思っ一緒に利用してしまったということです。今回、譲受人さんが正式に譲り受けて、今借りている状態だったのを譲り受けることになって調べたら、ここは農地として残っていたからということで、今回申請をしたものです。こちらが現況の写真ですが、端の一部になってますので、追認案件ということになりますので始末書をいただくようにしております。

続きまして、議案集の6ページの51番です。大字川下〇で、台帳地目が田の215㎡の第2種農地で、譲渡人が高井町の〇さん。譲受人が高井町の〇さんで、申請理由は擁壁用地でございます。場所のほうですが、川下の210号線沿いの〇さん、譲受人さんの経営している会社のすぐ裏手の農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが〇さんがあるところになります。こちらが現況の写真になります。ここの擁壁が老朽化しているということで、水害で水が上がってきたりしたようで、危ないから補強するための壁を作りたいということで、ここの壁付近の農地を譲り受けて、擁壁用地として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、52番の案件です。大字三和〇ほか3筆ございまして、台帳地目が田の4筆合わせて726㎡の第3種農地です。譲渡人が清水町の〇さん、譲受人が財津町の〇さんで、申請理由は賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですが、三和小学校のすぐ近くに信号があるのですが、ちょうどその角になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。ちょうど信号の角のところの農地になります。こちらが航空写真を拡大したもので、4筆がこのような形になっております。こちらが現況の写真で、こちらに、賃貸共同住宅用地ということで利用したいということで申請が出ております。

続きまして、議案集7ページになります。53番の案件です。大字花月〇で、台帳地目が田の61㎡の第2種農地で、譲渡人が藤山町の〇さん、譲受人が日ノ出町の〇さんで、申請理由は賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですが、バイパス沿いに行きまして、三花郵便局の少し手前になるのですが、〇さんがありますが、そのすぐ裏手の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図ですが、譲り受ける農地は赤いところで、計画地、賃貸共同住宅、アパートを建てるのはこの青い線を計画しております。これが航空写真ですが、もともとここにアパートが建っていますが、これが譲受人さん、今、所有しているアパートですが、道路の工事がこのように入るようです。なので、一部アパートの土地がなくなるので、代わりにここを譲り受けて、新しくアパートをまた同じ場所に建てたいということで、申請が出ております。こちらが現況の写真で、ここが申請地で、これが今建っているアパートです。こちらの端の方が道にかかるので、こちらは一回壊されて、新しくこの分を足して建て直すということで申請が出ております。

<p>調査委員 (中島浩司)</p>	<p>続きまして、54番の案件です。大字石井の○で、台帳地目が田の258㎡の第3種農地です。譲渡人が藤山町の○さん、譲受人が中津江村の○さんと○和子さん、ご兄妹になるようでして、持ち分2分の1ずつで譲り受けるということでございます。申請理由は一般住宅用地で、場所のほうですが、石井小学校がこちらで、ここが長者原団地になりますが、すぐ近くの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちら現況と写真になります。ちょっと荒れていますが、こちらを譲り受けて、住宅を建てたいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、議案集の8ページになります。55番の案件で、天瀬町五馬市○で、台帳地目が畑の、1,388㎡の第2種農地です。賃貸人が天瀬町の○さんで、借入人が天瀬町本城の○さんで、こちらの申請理由は資材置場用地で一時転用ということでございます。場所のほうですが、スカイファームロードをずっと行きまして、ここが左に行ったら○さんに行く道で、そこをまだ真っすぐちょっと行った先です。道路沿いになります。こちらが航空写真でこちらが字図になります。こちらが現況の写真になりますが、こちらのほうは、水害の関係で資材置場が一時的に不足するというので、5年間だけ資材置場として利用したいということで申請が出ておりました、5年後はちゃんと農地に復元しますということで復元確約書のほうも添付されております。</p> <p>続きまして、56番の案件です。こちらが大字東有田の○で、台帳地目が田の435㎡の第2種農地です。貸人が、諸留町の○さんで、借人が藤山町の○さんで、貸人の娘さんの旦那さんになる方が借人ということになっております。申請理由は、一般住宅用地でございます。場所のほうですが、○さんという介護施設があるところのすぐそばの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、ちょうど稲刈りされているところでしたが、こちらを借りて、住宅を建てたいということで申請が出ております。</p> <p>5条が以上10件で、当日ご同行いただいた中島委員に一言いただきたいと思っております。</p> <p>10件中、始末書が3件ということですが、ほかの案件については、私が見たところでは問題ないと思っております。以上です。</p>
------------------------	--

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございます。チェックシートについて説明いたします。5条については、4ページから7ページになります。こちらの項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全て該当しないということを確認しております。私のほうから以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。事務局、お尋ねしますが、48番です。これはどちらから始末書、追認案件になるのですかね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>5条に関しましては、譲渡人、譲受人両方から、始末書をいただくようにしています。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>両方からですね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>全部ですね。だから、48番と50番、47番もそうですけれども、両方からいただくようにしています。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。始末書が3件ということでございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思えます。江藤委員どうぞ。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>4番の江藤です。49番でちょっとお尋ねしますが、これは苗の保管場所ってというのは、苗は杉の苗ですか。そうしたら、どういうふうに保管するのかちょっと事務局、お願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、原田委員、関連ですか。</p>

<p>17番 (原田文利)</p>	<p>17番、原田です。49番の関係で質問したいのですが、苗木を生産している方なのか、どういう状態で置くかということと、さっきの字図とか写真を見る限りでは、ここに入って行く道もないような状況でしたので、そういった形で、どういった利用がされるか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>苗木は、スギ・ヒノキの苗木を置くということで聞いております。このまま下をあたらずに、木が奥のほうにあるのですが、木は枝は落としたりするのですが、陰があったほうがいいので、木は抜かずにそのままその下とかを利用して置くというふうに聞いております。進入口はここがこちらの方の家の進入口にもなっているのですが、一緒に使うということです。こちらに有田小学校があるのですが、こちらから進入して利用するというふうに聞いております。こちらの方にはもう了承を得ているということで、同意書もこちらの方からいただいているような状態にはなっております。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>苗木を保管するということになると、いけたり水をやったりとかしないといけないから、掘ったりはしないのですか。それなら別に5条じゃなくても、3条でも良いかなというような気もしたのですけれども。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>その苗木を保管する場所ということで、こちらは聞いております。植えたりとか、そういうことはしないと。ポットとか置くような形になるかと思いますが、そう聞いております。</p>
<p>4番 (江藤義幸) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。わかりました。建物とか建てないということですね。</p> <p>ここが見てもわかるように、家に近いので、宅地よりもちょっと高いところにあるので、ここを造成するとか建物を建てるということとはしないというふうに確認しております。</p>

<p>4 番 (江藤義幸) 議 長 (石井照久) 1 7 番 (原田文利)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (田中さおり) 議 長 (石井照久) 農地委員 (小山一善)</p>	<p>わかりました。</p> <p>1 7 番、原田委員どうぞ。</p> <p>会社が譲り受けるということですから、農地を譲り受けることができないという前提もあつてのこういった姿勢じゃないのですかね。</p> <p>その辺そうですね、この会社では農地として持つことはできないので、相談があつたときに、そういう場所が必要なのでそういう理由でということ、かなり前から相談はあつていたのですけれども、今回、申請したものです。</p> <p>事務局、この方に一応苗がどういう形で来て置くとか、恐らくポット苗と思うのですが。それと、水の関係とか、確認だけしてもらっていいですか。</p> <p>わかりました。</p> <p>ほかに何かございませんか。小山委員どうぞ。</p> <p>はい、5 6 番ですね。隣接農地同意書を添付と書いてありますけども、隣が私の田んぼなんですよ。それで、境界線を立ち会ってくださいということで、立ち会つたのは立ち会つたんですけど、同意はどうなっているかなと思ひまして。</p>
--	--

<p>議 長 （石井照久） 事務局 （田中さおり）</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>こちらが現況の写真ですが、確かにこの申請をするために分筆しているもので、もともとは全部が○の1筆だったのですが、今回家を建てるために、分筆してはいます。ただ、この線は、私がこのあたりだろうということで、写真上つけたものなので、絶対間違いないというわけじゃないのですが、こちらとこちらにすき間をあけたようにして、分筆しているという形にはなるのですが、現況、杭とかそういうものがもしかしたらあったのかもしれないですが、写真上では確認が取れないので、線は私がこのあたりであろうということで、引いているものではありません。</p>
<p>農地委員 （小山一善）</p>	<p>手前のほうは水路なんですよ。奥はまだ農地、水田として生かしていくからということで、手前のほうを水路をするということを説明があったんで、それは田中さんが言われているとおり、大体この程度じゃないかということで想像だろうと思うのですが、全くこれに書いてあるような、隣接農地の同意書とかそういうのは、全く出していません私は。行政書士ですかね、あの方が来て、境界はここですねということで境界柱を打った程度です。</p>
<p>事務局 （田中さおり） 農地委員 （小山一善） 事務局 （田中さおり）</p>	<p>同意書は書かれてないんですかね、小山委員のほうは。</p> <p>書いた記憶はないのですが。</p> <p>大変申しわけありません。こちらは同意書が添付されている状態にはなっているのですが、印鑑も、ちょっとそこはまた確認したいと思います。</p>

<p>議 長 （石井照久） 農地委員 （小山一善） 議 長 （石井照久） 3 番 （横田秀喜）</p>	<p>小山委員、確認して報告いたしますので、よろしいですか。</p> <p>はいわかりました。</p> <p>ほかに何かございませんか。横田委員どうぞ。</p> <p>ちょっと、今、この分筆の図面でちょっとわからないので、はっきりしてもらいたいんですけど、一筆の土地の中を分筆した場合ですね、手前の農地との間に何メートルか距離があると思うんですね。こういう距離があった場合は隣の同意書は要らないのではないですか。そこは事務局どうですか。</p>
<p>事務局 （田中さおり） 3 番 （横田秀喜）</p>	<p>ここがちょっと空いているということですか。</p> <p>そうです。</p>
<p>事務局 （田中さおり） 3 番 （横田秀喜）</p>	<p>隣ではないですけども、幅があまりないので、ここに家が建てば横の方にも影響があるということもありますので、いただけるものなら、いただいているところではあるのですが、基本的に里道とか水路を挟んでも、日田市の規則的なものなのですが、4メートルなければ、いただいているという状況でありますので、このくらいだったらいただいているということとしてしております。</p> <p>このくらいじゃなくて、何メートルあれば、同意書は要らないとかそういう決まりはないですか。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>具体的なものは何もないのですが、日田市ルールじゃないですが、日田市で決めているのは4メートルと、里道、例えばここに水路とかもあります、里道水路が挟んであっても、4メートル以内であれば、隣接の同意書をいただくように今は指導しています。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>隣との距離が4メートル以上あれば、もう要らないということですね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>4メートル以内なら要るということ、そういった解釈で良いですか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい、例えばここに道もありますが、この道の幅が4メートルあればこちら側の方からは、もういただかないというか。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>いや、僕が言うのはその右側、今、稲の植わっている。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>こちらですけど、こちらはいただくようお願いしています。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>もらうようにね。何か通常、不動産屋がやる手口なんですね、これ。あの分筆してから隣の所有者から同意書を得られないというのは、農業委員会のほうからはっきり4メートル以上あれば要らないと、4メートル以内なら同意書が要るという解釈ならそれでわかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。何かほかにございませんか。</p>

	<p>なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案通り決定いたしました。</p> <p>中島浩司委員、一言お願いいたします。</p> <p>調査委員 (中島浩司)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>お疲れ様でございました。</p> <p>続きまして、9ページです。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、でございます。新規3件、再設定9件、所有権移転1件、中間管理事業一括方式1件でございます。</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>すいません、事務局から一点、補足の説明をいたします。議案集で15ページ、254番の案件になるのですが、こちらが所有権移転ということですね、農地売買等支援事業というもので、これが、説明の資料No.1のいちばん最後、11ページのほうにつけておりますが、あまり件数は多くないのですが、年に1件あるかないかぐらいなんです、内容としては、規模を縮小される農家から、農地中間管理機構、大分県では農業農村振興公社が指定を受けておりますが、この公社が農地を買い入れて、一定期間保有の後、規模拡大を目指す農家に売り</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>渡すものです。主なメリットとしては税制上の優遇を受けることなどがありまして、今回の案件につきましては、県の公社で審査があった後、7月の総会で天瀬町馬原の〇さんから公社が買い受けるということで、以前決定いただいていたものですが、その後、公社のほうに所有権が移りまして、今回は譲受人、桃山町の〇さんが譲り受けるということで、申請があったものでございます。以上、補足の説明になります。</p> <p>それでは、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば挙手をして発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは、決定いたしたいと思います。</p> <p>次に17ページ、議案第5号、現況証明、非農地証明書の発行について3件でございます。事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案集17ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は、3件申請がありました。</p> <p>番号17、大字三和〇と〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が合計で479㎡です。申請人は日田市清水町の〇さんです。申請理由は、平成11年3月1日に、農地法第5条の許可を受け、貸店舗用地へ転用しましたが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したため、申請するものです。許可どおりに転用されておりますので発行基準2に該当するものです。スライドのほうで位置を説明いたします。三和小学校の近くに、既にお店はたたまれているようでございますが、〇がございまして、そちらの駐車場ということになっております。航空写真、このようになっておりまして、赤く囲んでいるところが申請地でございます。字図はこのようになっております。現況の写真が、このように、こちらが〇、こちらが〇というような状況になっております。</p> <p>続きまして、番号18、天瀬町本城〇で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が1,114㎡です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。申請理由は、平成13年12月25日に、農地法第4条の許可を受け、植林用地へ転用しましたが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するものです。こちらも許可どおりに転用されておりますので、発行基準2に該当するものです。スライドのほうで位置を説明いたします。近くにはファ</p>

	<p>ームロードがあり、南のほうに行けば笹々尾石仏群がございます。ファームロードの上のほうに行けば○さんの建物があるようなところがございます。赤く丸しているところが申請地です。現況の航空写真をその場にアップしたものがこのようになっておりまして、赤く囲んでいるところが対象の土地です。字図はこのようになっております。現況の写真、一面このようになっておりまして、既に杉が植えられて植林されている状況です。</p> <p>最後に、番号19、大字鶴河内○、○、○で、地目は台帳が田と畑でございます。現況は原野と山林、面積が合計で2,330㎡です。申請人は大分県由布市の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。スライドのほうです。大鶴振興センターから大鶴の山のほうとか奥のほうにずっと進んで行った、鰐集落あたりの赤く丸をしているところになります。航空写真はこのようになっておりまして、赤く囲んでいる3筆が申請された土地です。字図はこのようになっております。まず○、一面このように草が生い茂っている状況です。こちらが○ですね、一見草に見えますが、これが細い竹のようなものが一面生えておりまして、そういったこともあって現況山林という扱いをさせていただいております。同じ理由で○、こちら草も一部生えてはいますが竹の細いものが生えておりますので山林ということでさせていただいております。</p> <p>こちら3件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思っております。まずは17番と19番の案件につきまして、諫山委員、佐谷野委員、お願いいたします。</p> <p>農地委員の諫山です。17番の件ですが、既に○の一部として使われておりますので、特に問題ないと思いません。よろしく申し上げます。</p> <p>大鶴地区の適正化推進委員の佐谷野でございます。19番の案件でございますが、申請理由どおりですね、現況証明書の発行は適切だと考えております。</p> <p>ありがとうございました。18番の案件につきましては、本日ご欠席されておりますが、河津正徳委員から、現地調査の際に、証明発行して問題ない旨承っております。私からは以上です。</p>
<p>農地委員 (諫山文彦)</p>	
<p>農地委員 (佐谷野利幸)</p>	
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	

議 長
(石井照久)

ありがとうございました。何かこの3件につきまして発言のある方はおられますか。
ないようですね。それでは、議案第5号、現況証明、非農地証明書を発行いたします。

議案第6号、10月調査委員の選任について、こちらのほうから指名をさせていただきます。

10番、川津美利委員、11番、河津裕治委員、12番、川津清則委員、3名の方、お願いしたいと思います。
調査委員長は11番の河津裕治委員でございます。どうかよろしく願いいたします。

次に6番、報告です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

次に7番、その他。事務局、お願いします。

(1) 「人・農地プランの実質化」に向けた話し合いスキルマスター研修会

(2) 10月現地調査

日 時 10月29日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(3) 10月定例総会

日 時 11月9日(月) 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

10月20日(火) 役員会

10月21日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(5) その他

- ・ 「9月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「農地パトロール調査日誌」等の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年11月9日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 6 番